

令和7年9月29日
総務省統計委員会

令和6年度統計法施行状況に関する審議結果について

1 統計法施行状況に関する審議について

- 統計法施行状況に関する審議は、統計法第55条の枠組みの中で、基本計画に掲げられた事項についての各府省の取組状況などを統計委員会が把握することにより、同法の施行状況について確認を行い、その着実な推進を図るために実施
- 令和6年度の統計法施行状況については、本年7月22日に統計委員会に報告。当該報告を踏まえ、各府省における取組の更なる推進を促すため、重要事項を絞り込んだ上で審議を実施

2 審議事項について

第Ⅳ期基本計画の2年度目に当たる令和6年度の施行状況については、前年度についての審議内容を踏まえつつ、有意義かつ効率的な審議を行う観点から、下掲の考え方にに基づき、特に取組に一定の進捗がみられる次の2項目を審議事項として選定

- ・消費動向指数（C T I）（総務省統計局）
- ・観光関連3統計（宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査）（観光庁）

【選定に当たっての考え方】

第Ⅳ期基本計画別表の「第2 公的統計の整備に関する事項」に掲げられた項目のうち、以下を満たすものを選定

- ・実施時期が令和5年度（2023年度）又は令和6年度（2024年度）からとされているもの
- ・各府省における取組が進捗しており、かつ統計委員会（分科会及び部会を含む）における審議が過去2年間行われておらず、今後も予定されていないもの

3 審議等経緯

令和7年6月：審議の進め方、審議事項の選定の考え方、審議候補事項について検討

令和7年7月：統計委員会に令和6年度統計法施行状況を報告

これを受け審議について、統計委員会から企画部会に付託。同部会にて審議の進め方及び審議事項を決定

令和7年8月：企画部会において審議を実施。当該審議を踏まえ、部会長が提示した結果取りまとめの方向性を部会了承

4 審議結果等

別紙1及び2のとおり取りまとめたところ

(案)

審議事項 1 消費動向指数（CTI）

第Ⅳ期基本計画では、消費動向指数（CTI）について、家計統計を補完する消費関連指標としてより有用なものとなるよう、引き続き、取組を続けることとされている¹。

（1）取組状況等**① 消費動向指数（CTI）の概要**

総務省では、次の2つの指数を2018年1月から毎月公表とともに、基準年（本審議時点では2020年）の平均月額を100として表す指数

ア 世帯消費動向指数（CTIミクロ）

世帯の平均消費支出額の月次動向を示す統計指標。家計調査の結果を他の統計調査の結果等と統計的手法によって補正・補強し、標本規模を擬似的に拡大することにより、推計精度を向上させるもの

イ 総消費動向指数（CTIマクロ）

国内経済における個人消費総額の月次動向を示す統計指標。GDP統計（家計最終消費支出）をターゲットとして最新の動向を推測し、四半期別公表値では観測できない月次の値を時系列回帰モデルによって推計

② 総務省におけるこれまでの取組状況、今後の予定²**ア 世帯消費動向指数（CTIミクロ）**

- 2024年1月から新たに、消費支出の前年同月比に対する寄与度を、i) 世帯の種類別、及びii) (10大費目よりも) 詳細な項目別に算出し、公表を開始
- また、同じく2024年1月から、総世帯及び二人以上世帯において、10大費目の一つである「教育」の季節調整値の公表を開始し、これにより「その他の消費支出」を除く9つの費目の分析を可能化
- 今後も引き続き、このような公表内容の拡充等について検討を継続

イ 総消費動向指数（CTIマクロ）

- 次回基準改定に向けて、うるう年2月値が上振れする現象の解消による推定値の精度向上や、GDPと同様に「持ち家の帰属家賃」を除いた系列の公表について、それぞれ検討を進めているところ
- これらについては、2025年基準改定において対応し、改定基準による2026年秋からの公表開始に向けて、今後も検討等を継続予定
- また、CTIマクロの公表早期化を検討するため、民間企業や研究者等と連携し、民間データの利活用に関する研究を実施しているところ

（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等

消費動向指数は、国内の消費動向をミクロ・マクロの両面から月次で捉える速報性の高い消費指標として重要な統計であり、CTIミクロにおける各種寄与度及び季節調整値の算出による公表内容の充実、CTIマクロにおけるうるう年変動の除去による推定値の精度向上など、一定の取組が進展していることは評価できる。

CTIについては、2025年の基準改定への対応や、改定基準による2026年からの公表に向けて、引き続き、より有用な統計指標となるように取組を進めるとともに、民間データの利活用など、さらなる発展に向けた検討を進めていくことが期待される。

¹ 詳細は、第Ⅳ期基本計画（令和5年3月28日閣議決定）別表のうちNo.36を参照。

² 詳細は、（統計委員会）第44回企画部会（令和7年8月26日）資料1を参照。

審議事項 2 観光関連 3 統計

第Ⅳ期基本計画では、宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を踏まえつつ、引き続き、調査結果の安定性の確保や精度向上に向けた検討を行うこととされている³。

(1) 取組状況等

① 各調査の概要

観光庁では、所管する観光関連 3 統計について、下表のとおり調査を実施

No.	調査名称	調査目的	調査対象	調査項目
1	宿泊旅行統計調査	訪日外国人・日本人の我が国の宿泊旅行の実態を把握	国内の宿泊施設	延べ宿泊者数 実宿泊者数 客室稼働率 等
2	旅行・観光消費動向調査	旅行・観光消費の経済波及効果の推計及び分析	日本人	旅行回数 旅行内容 旅行支出 等
3	インバウンド消費動向調査（旧訪日外国人消費動向調査）	訪日外国人旅行者の消費動向をきめ細かく把握・分析	訪日外国人	旅行内容 旅行支出 等

② 観光庁におけるこれまでの取組状況、今後の予定⁴

観光庁では、外部有識者の委員で構成される「観光統計の整備に関する検討会」を定期的に開催し、観光庁所管の統計に関する調査設計等の見直しや方向性等について検討しており、上記 3 調査については、次のとおり、検討結果の取りまとめや、それを踏まえた見直しを行っているところ

ア 宿泊旅行統計調査

- コロナ禍を経て観光需要の急回復に伴う人手不足やDXの推進等により、現在の層化指標である「従業者数」と延べ宿泊者数の相関が以前より低下していることから、より相関の高い指標への変更を検討
- 上記検討につき、過去の調査結果等を用いて検証したところ、次の理由及び結果等を踏まえ、「客室数」を採用する方向
 - ・ 延べ宿泊者数との相関が強く、客室数は旅館業法に基づく営業許認可の基準となっていることなどから、回答者がより報告しやすいと考えられること
 - ・ 客室数区分で層化した場合の標準誤差率と比較したところ、全国では向上し、都道府県ごとでも概ね統計精度の向上が見込まれること
- 現在、上記の層化指標の変更による調査実施（2026年1月からを想定）に向け、統計法に基づく所要の手續その他の検討・準備に対応中

イ 旅行・観光消費動向調査

- 2025年1月調査から、前回変更以来相当期間が経過していた標本設計等を見直し、次のとおり変更して実施
 - ・ これまで主目的地のみに目標精度を設定していたが、居住地別の旅行行動に関する分析ニーズ等もあることから、主目的地と居住地の両面からの精度設計に変更

³ 詳細は、第Ⅳ期基本計画（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）別表のうちNo.46 を参照。

⁴ 詳細は、（統計委員会）第 44 回企画部会（令和 7 年 8 月 26 日）資料 2 及び参考資料 1・2 を参照。

(案)

- ・ 精度設計の変更に伴い、目標精度についても、これまで一律で設定していたものから、それぞれの地域（地方運輸局等10区分）で報告者負担の偏りが生じないように、主目的地は旅行者数、居住地は人口を基に地域ごとに設定
 - ・ 上記に伴う精度の確保の観点から、サンプルサイズを約2万6,000人から約2万9,000人に変更
- 今後は、国内旅行全体及び都道府県別の旅行消費額算出の精度向上や調査手法の改善に向けた検証を行い、その結果を踏まえて今後の方向性等を検討

ウ インバウンド消費動向調査（旧訪日外国人消費動向調査）

- 民間の研究機関等における調査票情報（個票データ）の利活用ニーズに対応するため、2024年4-6月期調査から「インバウンド消費動向調査」（業務統計）として実施
- その後の見直しとしては、全国調査の標本設計は2016年を基準年としていたが、直近の実態を適切に反映するため、2025年1-3月期調査から原則として直近3か年平均に変更 など
- 今後は、現行調査では把握していない国籍・地域の旅行消費額について利用ニーズがあることなどを踏まえ、2026年1-3月期調査から、中東地域、北欧地域及びメキシコを新たに表章予定

（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等

観光統計の整備及び精度向上は、公的統計の整備の中でも重要な課題であるところ、供給側統計である宿泊旅行統計調査における層化指標の変更の検討や、需要側統計である旅行・観光消費動向調査における精度設計の変更がなされているなど、標本設計等の改善につき一定の取組が進展していることは評価できる。

各観光統計については、インバウンドの観光需要が高まっていることや、行政及び民間機関におけるデータ利活用のニーズも高まっている中、引き続き、調査の安定性の確保や精度向上に向けた検討を進めていくことが期待される。